

令和5年度 佐世保市奨学生募集要項（高校等）

佐世保市奨学金は品行方正、成績優秀であるにもかかわらず、経済的理由により就学困難な者の就学を援助するため、奨学資金を貸付け、もって教育の機会均等と有為な人材の育成を図ることを目的とします。

佐世保市奨学金は貸与であり、返還義務があります。将来返還の義務等に責任を持てる方のみ申請してください。

1 奨学生となる資格

- (1) 佐世保市に住所を有する者、又はその子であること。
- (2) 高等学校又は工業高等専門学校に在学し、品行方正、成績優秀であること。ただし、専修学校高等課程に在学するもので、高等学校で既に佐世保市奨学金の貸与を受けたものは申請できません。
- (3) 経済的理由により、就学困難であると認められること。

2 奨学金の貸付

《貸付期間：正規の修業年限》

学校区分	貸付月額	備 考
公立高校、高専	12,000円	他の奨学金制度との併願・併給可。 (黒島町又は高島町出身者は月額20,000円)
私立高校	20,000円	

3 提出書類

- (1) 佐世保市奨学金貸付申請書（様式1）
- (2) 佐世保市奨学生推薦調書（様式2）
- (3) 令和4年分源泉徴収票（原本）、又は令和4年分確定申告書（第一表、第二表）の写し
 ※同一世帯に属し収入がある全員分
- (4) 住民票の写し・・・全部（世帯分）を1通
 ※住民票の写しの請求時には「本籍・筆頭者をのせる」及び「世帯主名とその続柄をのせる」にチェック☑してください。
- (5) 兄弟姉妹（同一生計）が、大学、短期大学、専修学校、高等学校等に在学している場合は、在学証明書もしくは学生証・生徒手帳等の写し。
- (6) その他の証明書等（P4参照）

※提出書類は、採否に関わらずお返しできません。

4 選考及び決定

- (1) 申請書及びその他提出書類に基づき、選考委員会の審議を経て決定します。
- (2) 選考の結果は、学校を通じて申請者に通知します。(5月下旬予定)

5 奨学金の返還等(無利子)

- (1) 卒業後半年据置き10年以内に、全額を月賦、半年賦、年賦いずれかの方法で返還しなければなりません。ただし、返還金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。
 - (2) 奨学金の貸付決定者には、「誓約書」を提出していただきます。
 - (3) 「誓約書」提出時に、連帯保証人2名が必要となります。
(1名は保護者等、もう1名は保護者等とは独立した別生計を営み、また保証能力を有するもの)
- ※(2)、(3)については、貸付決定後、改めてお知らせいたします。貸付申請時には提出の必要はありませんので、ご注意ください。

6 申請書提出期間

令和5年4月3日(月)から令和4年4月28日(金)まで

※受付は原則として、各高校等で行います。

7 奨学金の貸付について(参考)

採用決定者の初回貸付は、7月3日(月)に4月分から9月分までを、奨学生本人名義の口座に送金予定です。

その後は、四半期の当初に3か月分をまとめて送金いたします。

詳しくは、決定の通知とともにお知らせします。

8 問い合わせ先

〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号

佐世保市教育委員会総務課

電話(0956)24-1111(内線3105)